

よくあるご質問

Q 改修工事のみの補助金の交付は可能か（第2条関係）

A できません。撤去工事の補助金制度を利用した場合のみ改修工事の補助金制度が受けられます。

<input type="radio"/> 撤去工事のみ	<input type="radio"/> 撤去工事後の改修工事	<input checked="" type="radio"/> 改修工事のみ
------------------------------	----------------------------------	---

Q 販売又は収益目的と判断される期間は工事完了からどのくらいの期間をいうのか（第4条関係）

A 工事完了後から5年です。

Q 建築物の解体工事を伴う場合も対象となるのか（第4条関係）

A 対象外です。あくまでもブロック塀の撤去工事を行う場合のみです。

Q 通学路に面しているブロック塀が隣地境界までつながっている場合もすべて補助対象になるか。

A なりません。通学路に面しているブロック塀のみが補助対象となります。

Q 基礎のないブロック塀であるが、改修工事そのまま使用してよいか。（第3条関係）

A できません。建築基準法に抵触します。

Q 改修工事を考えているが、基礎のないブロック塀かコンクリートかがわからない場合はどうしたらよいか。

A 確認しないとわからない場合がありますので、その都度対応いたします。

Q 工事の期限はありますか。（第12条関係）

A 当該年度の2月末までに工事を完了して下さい。
また、予算の上限に達した場合は受付を終了します。

Q 工事をした後に申請できますか。

A できません。工事の着工若しくは完了してしまった場合の申請はできません。

Q 建築基準法第42条2項道路に接しているブロック塀の場合はどうしたらよいか。

A セットバックが必要であるかどうか等を確認の上、申請してください。

Q 擁壁（土圧を受けている）も兼ねているブロック塀を撤去する際には高さ60cm以下にしなければならないか。また、その高さはどこからの高さをいうのか。

A 60cm以下にする必要があります。また高さは道路側の地盤面からです。

Q 改修工事でブロック塀を3段積みたいと考えている。

A 道路地盤面からの高さが60cm以下であれば可能です。

Q 防火、準防火地域や地区計画地域内の制限はあるのか。

A あります。防火、準防火地域内での改修工事の場合は建築確認申請が必要となります。
また、地区計画区域内においては届出が必要な場合や、構造の制限を受ける場合がありますので、事前にご確認ください。

何かご不明な点がありましたら係員までお問い合わせください。

川口市 建築安全課 建築調査係